

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	麻生原地区 (麻生原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日、令和7年2月14日 (第1~2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・麻生原は水田地帯については米やWCSの栽培が盛んに行われ、畜産農家を中心とした農業が行われている。
・畑地帯については、粟などの栽培が行われてきたが、担い手不足から、耕作放棄地が年々増加傾向にある。
・今後は、世持や船津からの入り作農業者と協力しながら、農地が荒れないよう、利用調整を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田地帯については米やWCSの栽培を継続して行き、認定農業者を中心とした農地の集積集約化に取り組む。
・畑地帯については、世持や船津からの入り作農業者と農地の利用調整を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者などの担い手を中心とした担い手へ農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や認定農業者への農地の受け入れを促進する。効率的な農地利用が図られるように、実際の耕作者と地元の方々とで情報共有を図りながら、機構を活用した農地集積・集約化へ取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S59～63団体営麻生原地区ほ場整備事業による区画整理実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田については米作が主だが、花き・花木・野菜など集約型農業も盛んに行われている。入り作も多くあり、多種多様な経営体が集まっている。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①R4年度

国: 鳥獣被害防止総合対策事業・・・ワイヤーメッシュ柵 572m実施済。

⑦多面的機能支払事業の取り組みについて・・・農地の保全管理を継続的に行う。

⑨耕種農家と畜産農家との耕畜連携の取り組み・・・継続する。